

## 京都美術工芸大学研究インテグリティの確保に関する規程

令和7年2月4日制定・施行

**(目的)**

**第1条** この規程は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

**(定義)**

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティとは、研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントとは、研究インテグリティを確保するために本学として行う、研究インテグリティを脅かす懸念のある情報の管理及び当該情報に基づく組織的なマネジメントをいう。
- (3) 研究者とは、教員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

**(学長の責務)**

**第3条** 学長は研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

**(研究者の責務)**

**第4条** 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本学、研究資金配分機関等に対し次に定める情報を開示する。

- (1) 職歴及び研究経歴の情報
  - (2) すべての所属組織及び役職（兼業、海外の人材登用プログラムへの参加及び雇用契約のない名誉教授等を含む。）の情報
  - (3) 外国の研究機関等から供与された研究費、報酬及び物品その他支援内容の情報
  - (4) 外国の研究機関等との連携又は契約における所属機関及び参加者の情報
  - (5) 外国の研究機関等との連携又は契約で定めている研究テーマの変更情報
  - (6) 外国ユーザーリストに掲載されている国又は地域に長期間渡航する情報
  - (7) その他本学及び研究資金配分機関等が定める情報
- 2** 前項第3号から第5号に掲げる連携は、書面を交わさないもの並びに報酬及び物品の提供のないものも含むものとする。

**(誓約書)**

**第5条** 研究者は、必要な情報の適切な報告・申告を行うことを遵守するものとし、科学研究費助成事業他、競争的研究費に応募又は使用する場合、別記様式の誓約書を学長に提出しなければならない。

**(最高管理責任者)**

**第6条** 研究インテグリティの確保に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2** 最高管理責任者は、研究インテグリティを確保するための運営及び管理を行えるよう適切な措置を講じるものとする。

**(統括管理責任者)**

**第7条** 本学に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

- 2** 統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

**(委員会)**

**第8条** 研究インテグリティの確保に係る重要事項の審議等は、京都美術工芸大学学術情報委員会（以下「委員会」という。）が所掌する。

**(審議事項)**

**第9条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修・啓発活動に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

**(事務)**

**第11条** 委員会の事務は、事務局が行う。

**(相談窓口)**

**第12条** 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、事務局に相談窓口を置く。

**(雑則)**

**第13条** この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**(改廃)**

**第14条** この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て学長が行う。

**附 則**

この規程は、令和7年2月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 誓約書

京都美術工芸大学長 様

私は、京都美術工芸大学の研究者として、「京都美術工芸大学研究インテグリティの確保に関する規程」に基づき、研究活動の透明性の確保について、下記事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

1. 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともに、リスクが懸念される場合には大学に相談・報告します。
2. 研究活動の透明性の確保に係る情報について、大学の規程等に基づき、適切に報告します。
3. 競争的研究費事業への応募にあたって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての研究資金の応募・受入状況に関する情報、全ての所属機関・役職に関する情報など、求められる情報を適切に申告します。

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_